

## 名古屋地方裁判所委員会（第21回）議事概要

### 1 日時

平成26年2月20日（木）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

名古屋地方裁判所第1，第2裁判員選任室及び第2号法廷

### 3 出席者

（委員） 伊藤貴宣，伊藤俊夫，上野朝子，川合 知，酒井宣江，  
鈴木吉顯，西尾昭雄，加藤倫子，大岡 明，加藤幸雄，  
黒岩巳敏

（説明者） 田中元信（経理課課長補佐），柴田こずえ（総務課課長補佐）

（事務担当者） 梶本宜孝（事務局長），早川示教（事務局次長），野津 聡  
（経理課長），杉山洋一（総務課長），兼松崇人（総務課庶  
務第一係長）

### 4 協議テーマ

防災対策について（(1) 防災訓練について (2) 大規模地震発生時の業務継  
続計画について）

### 5 議事

- (1) 委員長の互選，委員長代理の指名，新任委員の紹介
- (2) 防災訓練の実施状況について概況説明
- (3) 防災訓練の体験
- (4) 大規模地震発生時の業務継続計画について概況説明
- (5) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）
- (6) 次回開催日及び協議テーマ決定

#### ア 開催日

平成26年9月26日（金）午後1時30分

#### イ 協議テーマ

簡易裁判所の民事事件について

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，△：説明者)

「防災訓練の実施状況について」

- 裁判所は、一般の方が自由に出入りできる施設であるため、法廷以外の様々な部署に来庁者がいると思うが、館内放送は、どこにいても聞こえるようになっているのか。
- △ 普段は法廷には放送が入らないが、非常時には、放送が入っている。もともと、トイレ内にはスピーカー設備がないが、廊下で放送される音声を聞いていただくことで対応できると考えている。
- 検察庁では、出入口において、守衛が来庁者に対し名前を記入させるなどして来庁者の確認をしているので、来庁者の人数は把握できると思う。
- △ 裁判所では、庁舎内に何人来庁しているかを把握することができないので、職員が庁舎外へ避難する必要が生じた場合、事件部では、各部の担当者が使用している準備手続室及び調停室などを実際に見回った上で、来庁者がいないことを確認して避難する手順となっている。
- 裁判所では災害が起きると業務を縮小するとのことだが、テレビ局の場合は、むしろ災害時において業務量が最大になるため、災害時における出社の基準なども細かく定められている。報道機関の最大の役割は、地域の人たちの安心と安全を守ることであるので、放送ができないという事態は放送局の存立自体に関わることであると認識している。したがって、緊急放送の第一報を流す程度の小規模な訓練は毎日実施しているし、出社訓練などの大規模な訓練も最低でも年一、二回は実施している。また、南海トラフ地震が発生した場合を想定して、名古屋だけではなく、大阪、静岡、東京の他地域の局とも連携した訓練も年1回は実施している。このほか、東日本大震災以降、BCPもかなり改訂した。また、設備投資も行っており、厳しい状況でも何らかの形で放送ができるように備蓄燃料のタンクを増設するなどした。災害時の事業継続には、他の放

送局も力を入れていると思う。

- 新聞社では、災害が起きた場合、安否が確認できて入社可能な社員については、あらかじめどこを取材するかを決めている。また、衛星電話を利用して、東京、大阪など大規模な拠点に原稿や写真等を送るような態勢になっており、そのための訓練も年に数回程度実施している。新聞の場合は、被災地にいかに新聞を届けるかが問題となるが、新聞社間で災害協定を締結し、印刷可能な新聞社の工場で印刷できることになっている。また、インターネットを使って情報提供することにも取り組んでおり、サーバーを分散するなどの対策を講じている。
- 弁護士事務所では、水、食料品などのほかにも、事務員が帰宅できない場合でも事務所に宿泊できるよう、一定の非常用具は備え置いている。また、弁護士事務所も、裁判所と同様に個人情報扱っているが、災害時の対策は、今後の検討課題であると思っている。若手の弁護士は、普段から記録をPDFにして保存しているようである。
- 商工会議所では、災害が起きた場合に、職員が来客者の安全を確保できるよう努めている。また、消防署の職員からAEDの使い方の説明を受け、実際に訓練している。被災した来客者や近隣の帰宅困難者への対応として、会議室等を滞在場所として使用していただくことも想定している。
- 愛知県では、災害に対応する防災局が配備されている。県としては、県民の皆様の安全を確保することに努めるとともに、被害の状況等を報道機関に発信することなどにより県民の皆様に情報提供も行っている。
- 愛知県では、先日、自宅から勤務官署へ徒歩で出勤できる職員を対象に、徒歩で出勤するという防災訓練を実施した。私も訓練に参加したが、午前8時までに勤務官署に集合するために、自宅を午前6時に出発した。現実には災害が起きた場合には、職員は、被害状況の確認を行いながら通勤し、出勤後に被害状況を災害対策本部に報告して、今後の対策を検討することになると思う。
- 検察庁も同様に、1時間程度で勤務官署または管内の支部へ到着することができる職員を対象に、徒歩での通勤訓練を実施している。徒歩による実際の通勤

経路や非常時に必要な物を買うことができる場所を知ることができ、非常に有益であると感じている。また、検察庁では、エレベーター内に人が閉じこめられた場合に備えて、エレベーター内に非常用の水等を設置している。

- 阪神淡路大震災を経験された方に講演をしていただいたことがあるが、その中で「いろいろな訓練をしても、いざとなったらマニュアルなんて役には立たない。災害に遭った方々の生の声を聞いて準備しなさい。」という言葉が印象に残っている。被災者の生の声を聴くことも有益であると思う。
- 社会福祉協議会では、愛知県が実施する災害の避難訓練に協力しており、具体的には、ボランティアセンターを立ち上げ、困っている方々のところへ職員を派遣したり、物資を供給したりするための補助活動をするようになる。
- いざ災害時となると、訓練どおりに体が動くことは難しいかもしれないが、有益な訓練を重ねることにより、被害を少しでも少なくして、効果があったといえるようにしたいと思う。

#### 「大規模地震発生時の業務継続計画について」

- 愛知県内の司法書士は、強制的に安否確認メールサービスに登録することとされており、災害時には、一斉にメールが送信される仕組みになっている。
  - 検察庁は、警備会社と安否確認メールサービスの契約をしており、年2回程度、訓練も実施している。
  - テレビ局では、月1回程度抜き打ちでメールテストを実施し、メールアドレスを変更している社員に対応できるようにしている。
  - 愛知県の薬剤師会では、本部に携帯電話のメールアドレスを登録することになっている。災害時には、各地区での医薬品の供給の有無をメールにて本部に報告する態勢を執っており、各地区の医薬品の必要数が分かるようになっている。また、災害時には、県からの指令が入ってくるようになっているため、県が実施する防災訓練には必ず参加している。
- △ 裁判所では、安否確認メールサービスに登録していないため、安否確認の報告

は職員自らがメールにより行うこととしている。職員全員に対し、定期券サイズの「防災ポケットマニュアル」を配布して携行をお願いしており、それを見れば、災害時の基本的な行動指針、留意事項、安否情報の報告方法がすぐに分かるようにしている。もっとも、実際にメールを利用した安否確認の訓練は、管理職員を対象に1度行っただけである。

- △ 災害後、相当な被害があった場合には、事件進行を延期又は休止等することも想定されるが、そういった情報の伝達手段としては、裁判所の出入口に事件情報を表示するとともに、裁判所のホームページを利用してお知らせすることを予定している。もっとも、普段から裁判所のホームページに関心を持ってもらえていないと、災害時に十分な機能を果たせないなので、その点は努力していく必要があると考えている。
- 弁護士としては、期日等の情報が裁判所のホームページに掲載されていれば、わざわざ裁判所に出向く必要もないし、電話等で裁判所に問い合わせる必要もなく、依頼者に対する説明も容易なので非常にありがたい。
- 被災時には、裁判所における業務継続計画を着実に遂行していく必要があるが、災害時における裁判所へのアクセスをいかに容易にするかという観点から、少しでも実効性の上がるような形で取り組むことが必要であると考えている。